

第5回

宮崎県市町村合併推進審議会

参 考 資 料

1	市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）	-----	1
2	宮崎県市町村合併推進審議会条例	-----	2
3	宮崎県市町村合併推進審議会運営規程	-----	3
4	宮崎県市町村合併推進審議会の傍聴に関する要領	-----	5
5	国の新市町村合併支援プランの概要	-----	7
6	宮崎県市町村合併推進構想	-----	別冊

平成20年2月22日

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）
（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）

（構想の作成等）

第五十九条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下この条において「構想」という。）を定めるものとする。

2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

二 市町村の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項

3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村合併推進審議会）

第六十条 前条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下この条において「市町村合併推進審議会」という。）を置くものとする。

2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。

3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

宮崎縣市町村合併推進審議会条例（平成17年10月5日宮崎県条例第68号）

（趣旨）

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により県に置かれる合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（宮崎縣市町村合併推進審議会）

第2条 前条の合議制の機関は、宮崎縣市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）とする。

（組織等）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 市町村の長
- (2) 市町村の議会の議長
- (3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、地域生活部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県市町村合併推進審議会運営規程

平成 17 年 1 月 9 日
宮崎県市町村合併推進審議会

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県市町村合併推進審議会条例（平成 17 年宮崎県条例第 68 号）第 7 条の規定に基づき、宮崎県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(会議の公開)

第 3 条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、会長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 宮崎県情報公開条例（平成 11 年宮崎県条例第 36 号）第 7 条各号に定める不開示事由に該当すると認められる情報に関し調査審議を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録の作成)

第 4 条 会議を開いた場合は、次に掲げる事項について記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) その他必要な事項

2 会議録は、議事の要点を記録するものとし、会長が署名押印しなければならない。

(会議録等の公開)

第5条 第3条第1項及び第2項の規定は、会議録及び会議資料の公開について準用する。

- 2 会議、会議録又は会議資料の公開・非公開にかかわらず、会議の概要（以下「会議概要」という。）を公開するものとする。
- 3 会議録、会議資料及び会議概要の公開は、ホームページへの掲載等の方法により行う。
- 4 前項の規定により公開する会議録においては、発言者の氏名は明らかにしないものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17年11月9日から施行する。

宮崎縣市町村合併推進審議会の傍聴に関する要領

平成 17 年 1 1 月 9 日
宮崎縣市町村合併推進審議会

(趣旨)

第 1 条 この要領は、宮崎縣市町村合併推進審議会運営規程（以下「運営規程」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、宮崎縣市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の決定)

第 2 条 傍聴人は、会長が決定する。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員（記者を除く。）は、概ね 10 人とする。

(傍聴手続)

第 4 条 傍聴を希望する者は、会議開催当日に開会予定時刻の 30 分前から、会場の受付にて会議傍聴申込書（別添様式）に住所、氏名を記載し、会長に申し込むものとする。

2 傍聴の申込みは、会議開会予定時刻の 10 分前を目処に、先着順に定員に達するまで認める。

(傍聴を認めない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 児童及び乳幼児は傍聴を認めないものとする。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。

(傍聴人心得等の交付等)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

(会長の指示)

第7条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年11月9日から施行する。

新市町村合併支援プランの概要

平成17年8月31日
市町村合併支援本部決定

第1 市町村合併支援の必要性

市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成17年4月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応じていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

第2 新支援プラン策定の方針

1 趣旨

新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

2 対象地域

- (1) 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
- (2) 新法に基づいて合併した市町村

第3 新支援プラン

1 市町村合併支援策

(1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

① 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和
- 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い
- 合併後市町村の人材育成への支援 等

② 財政措置等による支援

- 普通交付税の算定の特例
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置
- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
- 合併準備経費に対する財政措置
- 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置
- 税制上の特例措置 等

(2) 関係省庁の連携による支援策

- ① **快適な暮らしを支える社会基盤の整備**
 - ア 道路の整備（5事業）
 - イ 交通の利便性確保のための条件整備（4事業）
 - ウ 市街地の整備（1事業）
 - エ 住環境の整備（2事業）
 - オ 公園・緑地の整備（1事業）
 - カ 地域の再生（1事業）
- ② **豊かな生活環境の創造**
 - ア 廃棄物処理対策の推進（1事業）
 - イ 上水道の整備（3事業）
 - ウ 下水道等の整備（5事業）
 - エ 消防・防災・国土保全の推進（8事業）
 - オ 情報通信の整備（4事業）
- ③ **生涯にわたる保健・医療・福祉の充実**
 - ア 国民健康保険事業の安定的な運営の推進（1事業）
 - イ 高齢者の社会参加の促進（1事業）
- ④ **次世代を担う教育の充実（4事業）**
- ⑤ **新世紀に適応した産業の振興**
 - ア 農林水産業の振興（16事業）
 - イ 商工業の振興（4事業）
- ⑥ **連携・交流による開かれたまちづくり（6事業）**

2 市町村合併支援アドバイザー制度

3 市町村合併の広報・啓発

- (1) **全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施**
- (2) **市町村合併の広報・啓発**

4 市町村合併支援窓口

第4 都道府県の取組

都道府県においては、新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランに基づき、引き続き必要な支援を行うことが望まれる。